

平成 2 2 年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等
《神戸交通振興 株式会社》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容			措置状況								
ア 会計に関する事務 平成 21 年度決算において、みなと元町Uビルの退店テナントに対する回収不能の未収金を雑損処理しているが一部が処理もれのまま残っている事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 (事例)	16 万 2, 232 円分の未収金を雑損失として平成 23 年 3 月 31 日付けで適正に処理した。			措置済								
<table><tr><td>回収不能の未収金額</td><td>1, 632, 232円</td></tr><tr><td colspan="2">(未収金総額4, 263, 492円のうち2, 631, 260円は敷金を充当)</td></tr><tr><td>平成21年度決算において雑損処理した金額</td><td>1, 470, 000円</td></tr><tr><td>処理もれしている金額</td><td>162, 232円</td></tr></table>			回収不能の未収金額		1, 632, 232円	(未収金総額4, 263, 492円のうち2, 631, 260円は敷金を充当)		平成21年度決算において雑損処理した金額	1, 470, 000円	処理もれしている金額	162, 232円	
回収不能の未収金額	1, 632, 232円											
(未収金総額4, 263, 492円のうち2, 631, 260円は敷金を充当)												
平成21年度決算において雑損処理した金額	1, 470, 000円											
処理もれしている金額	162, 232円											
イ 契約に関する事務 契約内容に応じた所定の決裁を得ていない事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 (事例)	当該決裁については、事後ながら社長決裁を完了した。 今回の指摘を受け、全社員への決裁区分の周知徹底を行った。			措置済								
<table><tr><td></td><td>契約金額</td><td>誤</td><td>正</td></tr><tr><td>平成21年度名谷・御崎車両車庫内の清掃及び総合ビル清掃に関する交通局との委託契約決議</td><td>51, 250, 500円</td><td>常務決裁</td><td>社長決裁</td></tr></table>						契約金額	誤	正	平成21年度名谷・御崎車両車庫内の清掃及び総合ビル清掃に関する交通局との委託契約決議	51, 250, 500円	常務決裁	社長決裁
	契約金額	誤	正									
平成21年度名谷・御崎車両車庫内の清掃及び総合ビル清掃に関する交通局との委託契約決議	51, 250, 500円	常務決裁	社長決裁									

ウ その他

業務でUラインカードを使用しているが、その誤使用及び紛失に対して社員から徴収した弁償金の入金処理について最長で1年以上滞っている事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

(事例)

現在、誤使用した社員から現金を預った段階で総務部の担当者がすみやかに入金処理するよう変更した。

措置済

	誤使用日／紛失日	件数	金額	徴収月	入金処理日
誤使用	平成20年3月15日 ～ 平成21年3月25日	46件	12,040円	誤使用の翌月	平成21年 5月13日
紛失	不明	1件	1,930円	平成20年12月	